

自転車駐車場のあり方について

(1) 自転車駐車場の出入りのあり方

(2) 小規模分散型自転車駐車場の整備の考え方

(1) 自転車駐車場の出入りのあり方

提言の記載理由

- 歩道上に設置される自転車駐車場は、歩道側から出入りするものと規定されているため、自転車の歩道通行を誘発する恐れがある。

現行指針※における記載内容

○収容方法

駐車場内における自転車・自動二輪車等の駐車区画への収容方法、また自転車・自動二輪車等の配列方法は、計画駐車台数、敷地の形状面積、出入口の制約、利用対象者等を勘案して、利用しやすい方法を選定する。

○配置

駐車場の配置は、原則として次のとおりとする。

- ・自転車を対象とした駐車場を歩道等に設置する場合は、「歩道等側から出入り」
(略)

○出入口

駐車場の出入口は、設置位置、自動車・自転車・歩行者等の交通量や自転車・自動二輪車等の動線等を勘案して設ける。また、車道側の出入口には、誤って自動車が進入しないように、四輪車進入防止用の柵等を設けるものとする。

※「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」(平成18年11月15日 課長通達)

提言の記載方針(案)

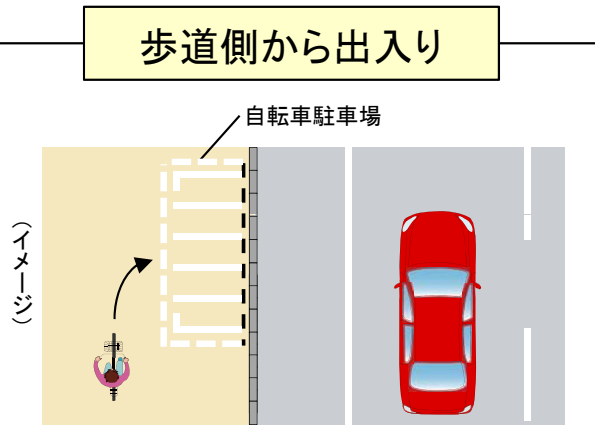
- 自転車を対象とした駐車場を歩道等に設置する場合においても、車道側から出入りすることを原則とすべきではないか。
- 歩道等の有効幅員をできる限り確保するため、駐車ますの斜め配置を提示するとともに、車道の車両の通行を妨げないように、出入庫に必要なスペースを提示すべきではないか。
- なお、その場合は、出入口の設計において、歩行者の交通量は検討する必要がないのではないか。

(1) 自転車駐車場の出入りのあり方

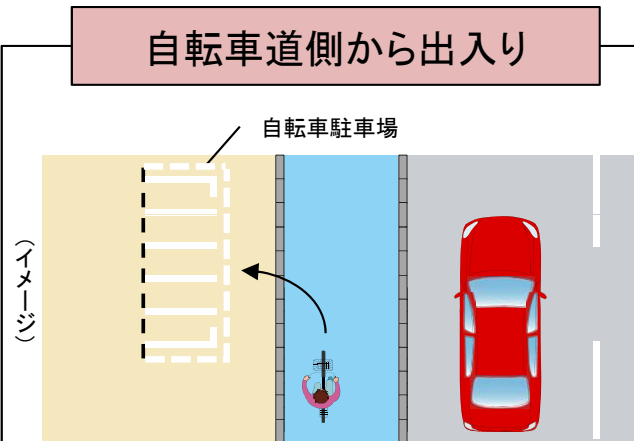
■ 出入りの方法

【現行指針】

歩道側から出入り

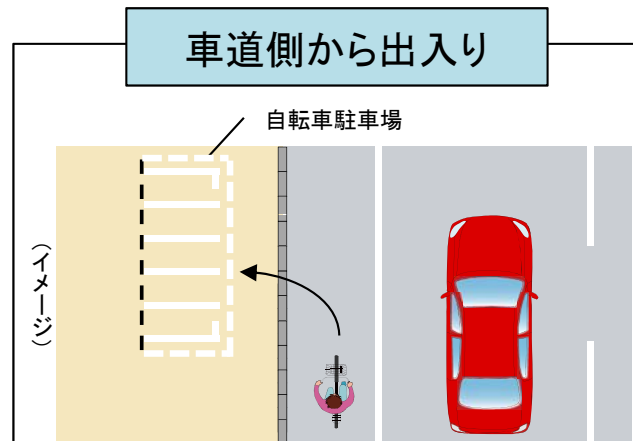


自転車道側から出入り



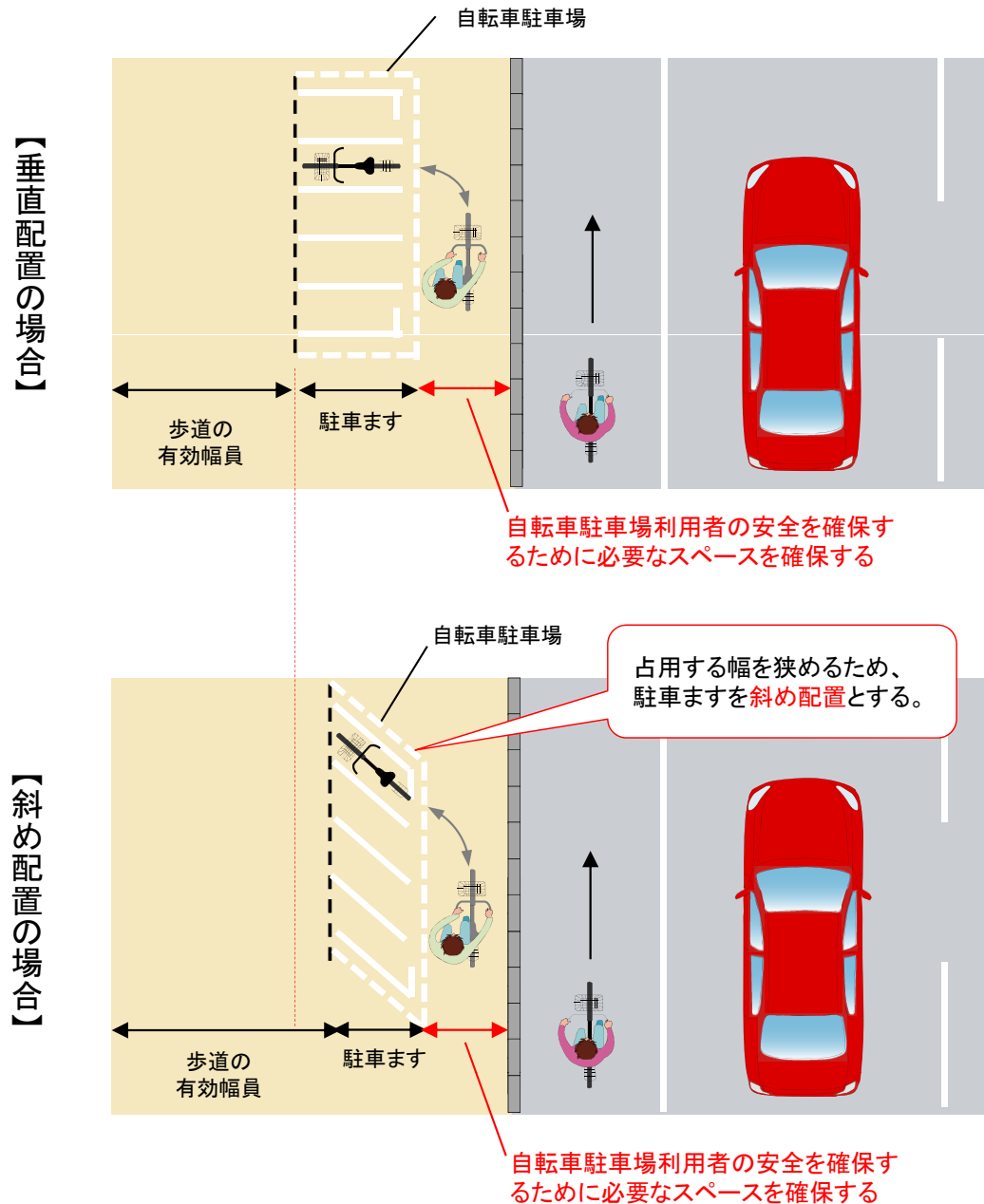
【提言方針案】

車道側から出入り



(1) 自転車駐車場の出入りのあり方

■ 駐車ますの配置と歩道幅員



【参考】国内における路上の自転車駐車場の設置事例

【国内】

■ 景観に配慮した歩道上の駐輪施設
(2010年度グッドデザイン賞)(京都市)



■ 自転車道と接続した駐輪施設(仙台市)



■ 自転車専用通行帯と接続した駐輪施設(東京都文京区) ※歩道からの出入り



(2)小規模分散型自転車駐車場の整備の考え方

提言の記載理由

- 面的な広がりがある中心市街地では、分散した目的地において、放置自転車により歩行者等の通行が阻害される。
- 歩行者等の安全性を確保するとともに、自転車の利便性を向上させるため、小規模分散型の自転車駐車場の整備が有効。

現行ガイドライン※における記載内容

- 自転車を放置する利用者は、買い物等の短時間利用や従業員等の通勤利用が多い傾向にあることから、放置自転車の実態を調査、把握した上で、関係機関と協力し、買い物等の短時間の放置自転車に対しては目的地に近接する路上等を活用した駐輪場の整備を、従業員等の通勤利用に対しては附置義務条例による事務所、商業施設への駐輪場の整備を推進するものとする。

※「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成24年11月)

提言の記載方針(案)

- 各地域で整備されている小規模分散型の自転車駐車場について、整備スペースの確保、小規模な自転車の駐車のための設備などの計画・設計に係る知見を収集・整理し、好事例として提示すべきではないか。

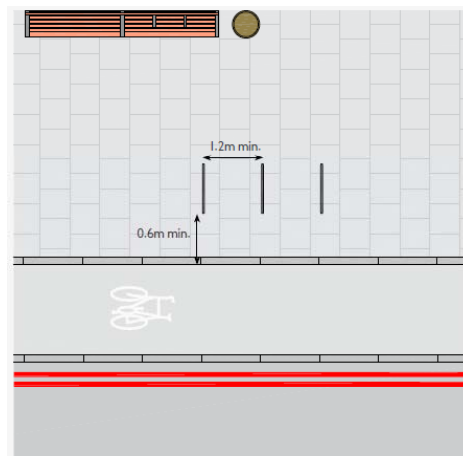
【参考】小規模分散型自転車駐車場等の整備事例

■駐輪場の面的な配置により、全体で5,500台収容可能とした事例(福岡市)



出典: 自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン(第1版)

■歩道に設置する場合の基準と事例(ロンドン)



出典: LONDON CYCLING DESIGN STANDARDS

■シンプルな駐輪施設(ニューヨーク)



■シンプルな駐輪施設(ニューヨーク)



■小空間の駐輪施設(パリ)



出典: 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画